

騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会
第4回検討会（11月11日）における議論の整理（案）

1. 騒音健康診断に関する見直しの方向性

事務局案をもとに議論を行い、後日の委員回付により次のとおり一部修正して取りまとめた。

- 一次検査における聴力検査は、1,000ヘルツでの30dBにおける測定、4,000ヘルツでの25dB、30dBにおける測定を行う。
- 1,000ヘルツ、4,000ヘルツのいずれかで30dBの音圧レベルの音を聞き取れない場合は、二次検査に移行する。
- 一次検査においては、聴力の判定が行われないことから、聴力レベルを表記するのではなく「30dBの音圧レベルの音を聞き取れない」などの表記とする。
- 騒音健康診断としての定期健康診断は、年2回同一の項目について行う。

2. 騒音ばく露レベル把握の方向性

(1) 個人ばく露測定の取扱い

- 安衛則又はガイドラインに基づき作業環境測定とその結果に基づく環境改善等の措置が定着している屋内作業場については、現行どおりの手法を維持すべきである。
- 造船業の屋内作業場では、作業場内の作業ごとの人数が多いため、個人ばく露測定による管理ではあまりにも負担が大きくなる。作業環境測定に基づく単位作業場所ごとの「場の管理」により、基本的には作業場内の作業者に対する騒音ばく露レベルを把握できていると考えられる。
- 屋内作業場以外の作業場のうち、山岳トンネル工事の現場については、坑内作業場（例えば別表第2の(46)、(47)）としてガイドラインに基づき定期的に定点測定が行われている。また、耳栓の着用や騒音健康診断など必要な対策につなげていることを考慮すれば、現行どおりの手法でよいのではないか。
- 建設工事現場などの屋外作業場については、測定が行われていない実態があり、難聴リスクに応じた管理を行うために測定など騒音ばく露レベルの把握が必要ではないか。
- 屋外作業場においては、作業者の騒音ばく露レベルを把握するために個人ばく露測定が必要ではないか。開放空間（半自由空間）の性質上、騒音レベルは騒音発生源からの距離とともに大きく減衰するから、作業者より後方での定点測定では過小評価になりがちである。

(2) 個人ばく露測定の実務

- 建設工事現場に個人ばく露測定を導入するのであれば、機器装着により動きに制約を受けないなど安全対策上問題がないこと、購入にせよリースにせよ

入手が容易であること、実際の測定が容易であることなどが必要である。

- ばく露計自体は、3cm×5cm程度の小型のものが主流で、より小さいものも見受けられる。
- シールドトンネル工事のバッテリー軌道車でのばく露測定については、移動する軌道車上の運転者等の問題であるから、車体に取り付けた測定器により1往復分を測定することでもよいのではないか。
- 個人ばく露測定は、広く普及している騒音計を身体に着用することでも構わないが、専用のばく露計のほうが小型で扱いやすいということ。ガイドライン改正の障害になるわけではないが、ばく露計も騒音計の一部として整理するなど、並行して、関係省庁で計量法上の取扱いについても議論してもらおうほうがよいのではないか。

(3) 騒音ばく露レベルの実測が困難な場合の対応

- 一夜のうちに工事を終えてしまう夜間道路補修工事など、騒音レベルの実測が意味を持たない場合もあるが、騒音ばく露レベルを把握しないと難聴リスクを評価できないため、騒音ばく露レベルの推計も必要である。
- 難聴予防という目的からすれば、測定できない場合でも騒音ばく露レベルを見積もることにより対策につなげることができるという点で賛成である。
- 屋外の開放空間（半自由空間）については、手持動力工具や車両系建設機械など機械固有の音響パワーレベルが分かれば、操作者の位置等での騒音レベルの推計が可能であるので、耳栓の着用など対策の要否に活用できる。手持ち動力工具については、音響パワーレベルにもよるが、ハイリスクとなる85dB(A)以上の範囲を操作者本人あるいはそこから数メートルの範囲に限定してよい場合が多い。
- 屋外作業場での車両系建設機械からの騒音は、安全対策として半径5m以内は立入禁止としているし操作者は耳栓をしていることから、通常はその外側での騒音ばく露を考慮すればよい。騒音発生源からの距離による騒音ばく露レベルの推計は、現場感覚として理解できる。
- 音響パワーレベルは、メーカーカタログで表示され、あるいは輸出仕様として必要なためにメーカーがデータをもっていることも多い。

3. 難聴リスクの見積もりと対応

- リスクに応じた措置という方針に基づき、資料に示された表の考え方には賛成である。今後、ガイドライン見直し骨子案につなげていくために、測定の詳細や労働衛生教育の内容などを議論して決めていく必要がある。
- 聴覚保護具を使用できないケースについては、聴覚保護具の遮音性能に着目して適切に選定することにより、危険時の警告音を聞こえるようにすることも可能である。遮音性能は大きければよいものではなく、業務に必要な音を阻害しない程度にとどめることも重要である。

- 細部になるが、工場などでの「耳栓着用区域」などの標識については、作業者の騒音ばく露低減化のために、事業場規模にかかわらず徹底させる必要がある。
- 騒音作業従事者向けの労働衛生教育については、幅広く対象とする観点から、必要最小限の内容、時間に絞り込むほうがよいのではないか。管理者向けについては、事業場における担当責任者として必要な科目、内容を網羅すべきである。